



三重県公報

平成15年8月1日(金)

第1493号

毎週火・金曜日発行

目次

告示

- 放置自動車の廃物としての認定……………(循環システム推進チーム) 1
- 地域振興部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示……………(地域振興部経営企画チーム) 2
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要……………(まちの活力づくり支援チーム) 3
- 証紙の販売所の名称を変更する旨の届出……………(出納局) 3

選管告示

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出……………(選挙管理委員会) 4
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出……………(同) 5
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出……………(同) 5
- 不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示……………(同) 5

監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表……………(監査委員) 6

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨……………(NPOチーム) 6
- 同件……………(同) 7
- 同件……………(同) 7
- 土地改良区役員の退任の届出……………(農地調整チーム) 7
- 土地改良区清算人の就任の届出……………(同) 7
- 同件……………(同) 8
- 同件……………(同) 8
- 土地改良事業への同意……………(同) 8
- 土地改良事業計画の変更への同意……………(同) 9
- 一般競争入札を行う旨……………(財務調整チーム) 9
- 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧……………(建築チーム) 12
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) 12
- 一般競争入札を行う旨……………(教育委員会) 13
- 同件……………(同) 15
- 同件……………(公安委員会) 17

お知らせ

- 企画提案書の募集……………(雇用・能力開発チーム) 19
- 同件……………(緊急雇用対策プロジェクトグループ) 20

告示

三重県告示第448号

三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年三重県条例第7号)第81条第1項の規定により放置自動車を廃物として認定するため、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、告示の日の翌日から14日を経過した日以後において、当該放置自動車を廃物として認定します。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

放置されていた場所	放置自動車の車名	種 別	塗色	車 台 番 号	連 絡 先
伊勢市宇治館町	ダイハツ ミラ	軽自動車	白	L70V-264391	環境部循環システム推進 チーム

三重県告示第449号

地域振興部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成15年 8 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

地域振興部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域振興部関係補助金等交付要綱（平成14年三重県告示第207号）の一部を次のように改正する。

別表 1 に次のように加える。

40	三重県ネット ビジネス支援 事業費補助金	地域コンテンツの充 実、県内情報関連産 業の支援、企業誘致 の促進及び情報化に よる県民の利便性向 上を図る。	三重県が無料開放するネットワー クを活用したネットビジネスの創 出に要する経費	別に定める。	別に定める法人 等
----	----------------------------	--	---	--------	--------------

別表 2 中

15	伊勢志摩「き らり」里親支 援事業費補助 金	減価償却資産の耐用 年数等に関する省令 に定める耐用年数に 相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価 額が50万円以上の機械及び器具
16	未利用水産資 源地域特産品 開発事業費補 助金		
17	いせしま健康 もてなしの店 推進事業補助 金		
18	乗合バスITS 推進事業費補 助金		
19	市町村合併支 援交付金		

を

15	伊勢志摩「き らり」里親支 援事業費補助 金	減価償却資産の耐用 年数等に関する省令 に定める耐用年数に 相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価 額が50万円以上の機械及び器具
16	未利用水産資 源地域特産品 開発事業費補 助金		
17	いせしま健康 もてなしの店 推進事業補助 金		

に改める。

18	乗合バスITS 推進事業費補 助金		
19	市町村合併支 援交付金		
20	三重県ネット ビジネス支援 事業費補助金		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第450号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見について、同条第3項の規定により公告します。

平成15年8月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アドバンスモール松阪

松阪市小黒田町字池田外地内133筆

2 松阪市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

車輛の通行、駐車については、交通法規を遵守し、また地元の交通流量を考慮し、交通渋滞、事故防止に留意し、公安委員会、警察、道路管理者など関係機関と十分協議を行い、安全対策を行ってください。

なお、通学路への配慮は特に下校時間帯などに留意してください。

(2) 騒音の発生に係る事項

駐車場からの騒音、排気ガスを低減するためにも、アイドリングストップについては効果のあるように十分配慮されたい。

夜間の営業に際しては、来店者駐車場での騒音については十分配慮されたい。

建設工事に伴う騒音・振動など発生しないように十分配慮し、対策を実施してください。

(3) その他の事項

防犯対策として、防犯灯・防犯カメラ等の設置をお願いします。なお、松阪警察署生活安全課と事前協議をしていただくようお願いします。

10平方メートル以上の自家用屋外広告物の申請をしていない業者に対して、松阪市建設部都市計画課に申請していただくよう周知徹底していただきたい。

大規模小売店舗立地法の指針に基づき、周辺地域の生活環境や景観には十分配慮し、予測を超える事態に対しては、事業者において速やかに対応すること。また、周辺住民等から苦情等が出た場合は、事業者において誠意をもって速やかに対応していただきたい。

今後、来客者や周辺住民からの要望や苦情の迅速な対応ができるよう対応窓口の一本化をお願いします。

3 意見の縦覧場所

三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チーム

松阪地方県民局農林商工部

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成15年8月1日から同年9月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第451号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、証紙の販売所の名称を次のとおり変更する旨の届出がありました。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

証紙の販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	
株式会社 百五銀行	百五銀行 東御幸支店	百五銀行 亀山支店 東御幸出張所	平成15年8月25日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条第1項の規定による政治団体の届出がありました。

平成15年8月1日

三重県選挙管理委員会委員長 橋 本 勝 利

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
芝 山 会	山下輝彦	芝山美恵子	度会郡度会町柳110	
た ち ば な 会	倉谷楠也	浜口多美代	志摩郡磯部町の矢310	
永 田 正 後 援 会	永田剛	永田栄子	安芸郡美里村家所2497	
中 村 忠 彦 後 援 会	久保清一	中村かおり	度会郡度会町麻加江836 - 1	
中 村 豊 實 後 援 会	中村明美	中村恵子	多気郡勢和村丹生1628	
藤 田 い さ お 後 援 会	大久保三郎	藤田小夜子	一志郡嬉野町大字中川503	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
自由民主党三重県支部連合会	代表者の氏名	田村憲久	斎藤十朗	政党
自由民主党三重県第五選挙区支部	代表者の氏名	田村憲久	斎藤十朗	政党
自由民主党三重県第二選挙区支部	代表者の氏名	田村憲久	斎藤十朗	政党
自由民主党三重県第二選挙区支部	会計責任者の氏名	桑原哲男	伊藤光彦	政党
自由民主党三重県農林漁業支部	会計責任者の氏名	池村均	下幸夫	政党
青木けんじゅん後援会	代表者の氏名	青木謙順	宮田昇	
大野幸茂後援会	代表者の氏名	濱岡辰夫	大野原徳	
県 栄 会	主たる事務所の所在地	津市乙部2132 - 3	津市乙部2132	
小堀峯男後援会	代表者の氏名	稲垣武夫	倉田吾郎	
小堀峯男後援会	会計責任者の氏名	井貝朝雄	平山徳雄	
杉村定男後援会	会計責任者の氏名	堀内才吉	芝田功	
田中としゆき後援会（田中としゆきと新しい郷土を創る会）	代表者の氏名	伊藤吾郎	山崎義文	
中森利秋後援会	代表者の氏名	山口芳一	岡田昭	
日本行政書士政治連盟三重県支部	代表者の氏名	花井泰紀	村林和生	
日本行政書士政治連盟三重県支部	会計責任者の氏名	平野勲	花井泰紀	
林道郎後援会	主たる事務所の所在地	多気郡勢和村古江1036 - 3	多気郡勢和村色太561 - 2	
林道郎後援会	代表者の氏名	岡部利郎	中村辰治	
林道郎後援会	会計責任者の氏名	村林澤治	林賢治	

藤本順二後援会	主たる事務所の所在地	上野市予野9695 - 1	上野市予野8738
ほなが行保後援会	代表者の氏名	補永行保	中尾義実
三重県LPガス政治連盟	政治団体の名称	三重県LPガス政治連盟	三重県エルピーガス協会政治連盟
三重県農業共同組合長会	会計責任者の氏名	池村均	下幸夫
山際清文後援会	代表者の氏名	井口静夫	豊富康弘
山中隆行後援会	代表者の氏名	寺岡慎三	堀強
結城さとし後援会	主たる事務所の所在地	一志郡美杉村上多気1311	一志郡美杉村八知3850 - 1

三重県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありました。
平成15年8月1日

	三重県選挙管理委員会委員長	橋本勝利
政治団体の名称	解散年月日	備考
上田増夫後援会	平成15年5月31日	
加藤良太郎後援会	平成15年2月17日	
きらく会	平成15年3月20日	
坂ゆきおとふるさとを語る会	平成15年5月10日	
正栄会	平成15年6月5日	
中村やすし後援会	平成15年5月20日	
中村やすしをはげます会	平成15年5月20日	
服部達秋を育てる会	平成15年4月30日	

三重県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定及び同条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありました。
平成15年8月1日

	三重県選挙管理委員会委員長	橋本勝利			
1 資金管理団体の指定					
届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
青木謙順	県議会議員	青木けんじゅん後援会	一志郡白山町大字川口2044	青木謙順	
2 資金管理団体の指定の取消し					
届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
坂幸男	町議会議員	坂ゆきおとふるさとを語る会	鈴鹿郡関町会下1343	坂幸男	
中村康	市議会議員	中村やすし後援会	伊勢市鹿海町662 - 12	中村康	

三重県選挙管理委員会告示第72号

不在者投票のできる施設の指定（昭和54年三重県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正します。
平成15年8月1日

	三重県選挙管理委員会委員長	橋本勝利
病院の項中		
「志摩郡阿児町国府1061番地152	老人保健施設志摩豊和苑」を	
「志摩郡阿児町国府1061番地152	老人保健施設志摩豊和苑	に改める。
志摩郡阿児町鶴方2555番地9	医療法人豊和会・豊和病院」	

監査委員公表

監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく、米川功請求人の請求に係る監査を執行し、その結果を三重県知事に報告していましたが、その報告に対する措置について別紙のとおり通知がありましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成15年8月1日

三重県監査委員 秋 田 一 民
三重県監査委員 桜 井 義 之
三重県監査委員 川 端 治 夫
三重県監査委員 乙 部 一 巳

(別紙)

県土第06-116号
平成15年7月23日

三重県監査委員 秋 田 一 民 様
三重県監査委員 桜 井 義 之 様
三重県監査委員 川 端 治 夫 様
三重県監査委員 乙 部 一 巳 様

三重県知事 野 呂 昭 彦

住民監査請求に係る監査委員の報告に対する措置について（通知）

平成15年5月26日付け監査第23号の報告について、地方自治法第242条第9項の規定により、下記のとおり必要な措置を講じたので通知します。

記

- 1 県道亀山鈴鹿線の擁壁の天端部分の張りコンクリート工事及び縁石ブロック工事について、当該天端部分の張りコンクリート工事は平成15年6月6日付けで道路法第24条の規定に基づく道路に関する工事の施行の承認を行うとともに、当該天端部分の縁石ブロックは平成15年7月3日付けで当該県道の区域外に撤去を完了し、これらの工事に伴う完成検査を同月8日に完了しております。
- 2 当該物流センターの出入口正面の左右確認カーブミラーについて、平成15年6月6日付けで道路法第32条第1項の規定に基づく道路の占用許可を行い、同年7月8日に完成検査を完了しております。
また、道路占用料は、三重県道路占用料等徴収条例第3条第3項の規定により免除としました。

公 告

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 認証年月日
平成15年7月16日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ライフアカデミー
 - (2) 代表者の氏名
大辻 寿人
 - (3) 主たる事務所の所在地
伊勢市辻久留1丁目1番23号
- 3 定款に記載された目的
この法人は、音楽を通じての青少年健全育成並びに生涯学習教育の推進を理念に、各地域において音楽の知識及び技術を広く一般に普及し、また誰もが世代を越えて音楽の喜びや楽しさを共有出来る地域に根ざした事

業を行い、社会全体の活性化に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成15年7月16日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人二見浦・賓日館の会

(2) 代表者の氏名

小西 郁

(3) 主たる事務所の所在地

度会郡二見町大字江569番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、二見浦旅館街の再生及び活性化を目指し、二見浦のまちづくりの拠点となるシンボルである賓日館の積極的活用を図ることにより、二見町のまちづくり活動を推進するとともに、伊勢志摩の再生につながる活動を行うことで、市民生活の豊かさと交流文化の広がりを図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成15年7月16日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人笹川学童保育会

(2) 代表者の氏名

阪倉 芳一

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市川島町1645番地

3 定款に記載された目的

この法人は、児童をもつ留守家庭の地域住民に対して、学童保育に関する事業を行い、子供の健全な育成に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事の退任の届出がありました。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

機殿下土地改良区（松阪市魚見町186番地1）

退任理事

飯南郡飯南町字有間野1087番地1

森 本 哲 生

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

山起土地改良区 (鈴鹿市石薬師町1822番地の1)

就任清算人

鈴鹿市石薬師町1822番地の1	山 本 勇
" " 1714番地	岡 田 国 孝
" " 360番地	野 崎 哲 夫
" " 1827番地	川 北 和 己
" " 379番地の2	岡 野 昭 三
" 上野町83番地	川 村 満

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成15年8月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

安濃川左岸土地改良区 (安芸郡安濃町大字川西1310番地)

就任清算人

安芸郡安濃町大字安濃1376番地	荒 木 確 也
" " 大字荒木174番地	葛 山 正 一
" " " 276番地	高 橋 昭 男
" " 大字安濃1139番地	荒 木 栄
" " " 1282番地	後 久 信 昭
" " " 1609番地	後 久 正 徳
" " 大字内多1470番地	内 田 一 成
" " " 1478番地	若 林 忠 男
" " " 822番地	神 田 久 幸
" " " 1557番地	神 田 義 明
" " 大字太田36番地	平 松 傳之進
" " " 804番地1	平 松 宏 之
" " " 1845番地	平 松 佐喜男
" " " 1798番地	平 松 悟
" " 大字清水686番地	下 井 英 雄
" " " 676番地	浅 生 亘 弘
" " " 1019番地	高 橋 正 治
" " 大字曾根662番地	後 藤 茂 治

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成15年8月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

三雲東部土地改良区 (一志郡三雲町大字曾原618番地)

就任清算人

一志郡三雲町大字西肥留165番地	黒 宮 哲 之
" " 大字星合716番地2	佐 藤 君 義
" " 大字五主1028番地	平 野 典 幸
" " " 1198番地1	粉 川 好 視
" " " 1057番地	宇佐美 盛行
" " 大字笠松283番地1	伊 藤 英 一
" " 大字星合1295番地	中 島 正 和
" 香良洲町1134番地	高 山 甚

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、伊

賀町営土地改良事業（基盤整備促進事業「一般型」西之澤・柏野地区）に、平成15年6月16日同意しました。
平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、河芸町営土地改良事業（基盤整備促進事業「一般型」上野地区）の計画変更に、平成15年7月9日同意しました。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成15年度国補港湾改修地方第7281 - 分1号

鳥羽港（佐田浜地区）国補港湾改修（地方）工事（海上地盤改良工）

(2) 工事場所

三重県鳥羽市鳥羽1丁目

(3) 工事概要

延長 29.40m

海上地盤改良工 1.0式

締固砂杭工 240.0本

盛り上がり土砂撤去工 4517.0^m

(4) 工期

平成16年2月27日限り

(5) 使用する主要な資機材等

サンドコンパクション船

グラブ浚渫船

(6) 契約後VE方式工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。

(7) 予定価格

377,844,600円（消費税及び地方消費税含む）

2 競争参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、構成員全員が競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした特定建設工事共同企業体とします。（ただし、(4)については、入札日の前日までに登録されていれば足りるものとします。）

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事の特定建設業者であること。

(2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（審査基準日は平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可とします。）を受審し、次の要件を満たす者であること。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(ア) 三重県内に本店を有せず、支店、営業所、出張所等を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が1,200点以上で、平成5年度以降（過去10年間）に公共事業の元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。以下同じです。）として、本件工事と同種工事（海上でのサンドコンパクション工事をいいます。以下同じです。）の施工実績を有する者

(イ) 三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合

点が1000点以上で、平成5年度以降（過去10年間）に公共事業の元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の施工実績を有する者

イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(ア) 三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が950点以上の者

(イ) 三重県南勢志摩県民局志摩建設部管内の市町に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が840点以上の者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者により結成された特定建設工事共同企業体であること。

(4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(5) 本件工事に、特定建設工事共同企業体の各構成員は、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 1級土木施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有すること。

イ 代表者は、平成5年度以降（過去10年間）に公共事業の元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の施工経験を有すること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。

(6) 三重県建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けている期間中でない者であること。

(7) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(8) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく会社更生法手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(9) 本件工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。

3 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体は次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員数は2者とします。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、最低30%とします。

(3) 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で施工能力及び出資比率が最大の者とします。

4 入札手続等

(1) 入札説明書並びに設計図面及び仕様書の配布等

入札説明書並びに設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、次のとおり閲覧及び配布します。

ア 閲覧及び配布期間

平成15年8月1日（金）から同年9月24日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

イ 閲覧及び配布場所

〒517-0501 三重県志摩郡阿児町鷺方3098 - 9

三重県南勢志摩県民局志摩建設部 運営・管理・建築チーム 運営グループ

電話 0599-43-5125

ウ 方法

入札説明書は無料

設計図書等は実費が必要

(2) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び以下の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、イの提出期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

ア 添付資料

- (ア) 同種工事の施工実績
- (イ) 2の(5)に定める配置予定の主任技術者等の資格・工事経験
- (ウ) 2の(2)に定める経営事項審査結果通知の写し
- (エ) 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第21条第2号に規定する特定建設工事共同企業体協定書の写し

イ 申請書及び添付資料の提出期間

(ア) 提出期間

平成15年8月1日(金)から同年8月21日(木)までの午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除きます。)

(イ) 提出場所

〒517-0501 三重県志摩郡阿児町鶴方3098 - 9

三重県南勢志摩県民局志摩建設部 運営・管理・建築チーム 運営グループ

電話 0599-43-5125

(ウ) 提出方法

申請書及び添付資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 入札日時

平成15年9月25日(木)午後1時30分(郵送又は電送によるものは受け付けません。)

イ 入札場所

〒517-0501 三重県志摩郡阿児町鶴方3098 - 9

三重県南勢志摩県民局志摩庁舎4階 入札室

電話 0599-43-5125

ウ その他

本件工事に係る競争参加資格があることが確認された通知書(写も可とします。)を提示してください。

(4) 開札の日時及び場所

平成15年9月25日(木)午後1時30分から入札書が提出された後、直ちに行います。場所は上記(3)のイに同じです。

5 契約後VE方式工事

契約締結後、請負者は、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適当と認められた場合には、設計図書等を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとし、詳細は特記仕様書によります。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

納付。ただし、三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

イ 契約保証金

納付。ただし、規則第74条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第75条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第72条各号に該当する入札は、無効とします。

(4) 落札者の決定方法

規則第66条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつ

て入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する
予定の有無

無

(7) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び添付資料を提出することができますが、競争に参加するためには、当該名簿に登録され、かつ、競争参加資格の認定を受けなければなりません。

(8) 詳細は入札説明書によります。

(9) 入札の際、工事費内訳書の提出がないと、当該入札には参加できません。

(10) 次のア又はイによる納税確認書等（発行日から起算して6月以内のものに限ります。）の提示がないと、当該入札等には参加できません。

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）

(イ) 消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のないこと用）（所管税務署が発行（有料）したものです。）

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）（県内に営業所等を有する場合のみとします。）

(イ) 消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のないこと用）（所管税務署が本分について発行（有料）したものです。）

(11) 次に該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の1の額となります。

ア 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受けた場合。

なお、イに該当する場合にあっては、契約後において会社更生法又は民事再生法の適用申請があった場合でも、申請のあった年度の次年度から前払金の限度額を10分の4から10分の1の額に引き下げます。

(12) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりとします。

三重県南勢志摩県民局志摩建設部 運営・管理・建築チーム 運営グループ

電話 0599-43-5125

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県南勢志摩県民局伊勢建設部に備え置いて縦覧に供します。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
平成15年 6月6日	小津 守	伊勢市岡本1丁目15-16	伊勢市勢田町字瀧ヶ谷665-4ほか1筆	A	6.0	41.1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 15 年 6 月 2 日	松阪市石津町字門ノ前209 - 7ほか4筆	松阪市大平尾町53 - 1 伊 藤 清
平成 15 年 6 月 5 日	伊勢市宮後3丁目771 - 3	松阪市久保町1855 - 255 協和不動産株式会社 代表取締役 和 田 幾 夫
平成 15 年 6 月 19 日	三重郡菟野町大字菟野字森屋2579 - 1ほか3筆	三重郡菟野町大字菟野2506 佐々木 嘉 夫
平成 15 年 6 月 24 日	三重郡菟野町大字千草字西江野7054 - 538ほか3筆	四日市市松寺1丁目10 - 2 渡 邊 清 治
平成 15 年 6 月 26 日	久居市野村町字八丁790 - 1の一部ほか2筆	久居市新町3006 山 野 重 俊
平成 15 年 6 月 26 日	松阪市腹太町字五反畑595ほか1筆	松阪市腹太町392 勝 井 準 治 勝 井 みゆき
平成 15 年 6 月 26 日	松阪市野村町字東沖932 - 5	多気郡明和町大字行部80 有限会社 うなぎのまつもと 代表取締役 松 本 宏 幸
平成 15 年 6 月 26 日	松阪市稲木町字村竹451 - 5ほか1筆	度会郡二見町大字山田原1002 - 13 武 田 幸 輝
平成 15 年 6 月 26 日	伊勢市二俣3丁目242 - 29ほか6筆	伊勢市宮町2丁目3 - 23 有限会社クリエイト 代表取締役 小 西 一 通
平成 15 年 6 月 30 日	安芸郡芸濃町棕本字巾2103 字響野2160 - 1ほか12筆	安芸郡芸濃町棕本2360 株式会社イワヅ 代表取締役 岩 井 かほる
平成 15 年 6 月 30 日	松阪市桜町648 - 7	松阪市井村町403 中 出 清

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年8月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県立美術館内パーティション 一式
(搬入、組立、設置及び調整費を含みます。)
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、知事が入札説明書（仕様書、図面）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限
平成15年9月24日（水）とします。
- (4) 納入場所
三重県立美術館（三重県津市大谷町11番地）

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により指名停止を受けている期間中ではない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)に示す証明書等を平成15年8月11日（月）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 競争参加資格確認申請書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0007 三重県津市大谷町11番地
三重県立美術館総務グループ 担当 落合
電話 059-227-2230

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成15年8月1日（金）から8月11日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成15年8月18日（月）午前11時
場所 三重県津市桜橋3丁目446-34
三重県津地方県民局本館6階 第63会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとしてします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者としません。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は入札説明書（仕様書、図面）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量並びに配置箇所

三重県立名張高等学校プレゼンテーションルーム等の椅子等

ア 固定机・椅子、各270台（脚）、プレゼンテーションルーム

イ 車いす対応机、1台、プレゼンテーションルーム

ウ 車いす対応椅子、3台、プレゼンテーションルーム

エ 肘付き回転椅子、22脚、放送メディア実習室

オ メモ台付椅子、20脚、放送スタジオ実習室

カ 椅子、6脚、放送スタジオ実習室

キ 椅子用台車、1脚、放送スタジオ実習室

ク 肘付き椅子 4脚、音声スタジオ実習室

ケ 肘付き椅子、4脚、PA室

コ 椅子、10脚、舞台倉庫兼舞台発表控え室

サ 椅子用台車、1脚、舞台倉庫兼舞台発表控え室

シ 肘付き椅子、22脚、芸術メディア実習室

詳細は、入札説明書（仕様書）に定めるとおりとします。

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有していることが必要です。

(3) 納入期限

平成15年12月19日（金）とします。ただし、固定机及び椅子については建設工事請負業者と連携を取ったうえ、適切な時期に納品するものとする。

(4) 納入場所

三重県名張市東町2067-2 三重県立名張高等学校内

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の(1)～(4)までに掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により指名停止を受けている期間中ではない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)~(4)に示す証明書等を平成15年8月25日(月)午後5時(必着)までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査の結果、当該業務を遂行することができると認められた者に限り、入札の参加対象者とします。なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

- (1) 入札説明書(仕様書)に示す特質等を有することを示す機能及び定価証明書(カタログの該当箇所(写し可)を添付のこと)
- (2) 過去2年の間に国(公社及び公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (3) 納税確認(証明)書(発行日から起算して6月以内のもの)
 - ア 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し
 - イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のない証明書用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し
- (4) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒518-0711 三重県名張市東町2067-2
三重県立名張高等学校 事務担当 辻本
電話 0595-63-2131 FAX 0595-64-6293
- (2) 入札説明書(仕様書)の配布方法
入札説明会場で配布するほか、平成15年8月1日(金)より同月25日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後4時までの間に、(1)の場所で配布します。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
日時 平成15年8月7日(木)午後1時30分
場所 三重県名張市東町2067-2 三重県立名張高等学校 小会議室
ア 備品を納入する建物は、建設工事中であり、入札説明会当日は工事現場に入ることとなりますので、必ずヘルメット及び手袋(必要に応じメジャー等計測するもの)をご持参ください。お忘れの場合、立ち入ることが出来ず十分な説明を受けることが出来ない場合もありますので、ご了承ください。(当校で予備分はありません。)
なお、服装については多少埃をかぶることもありますが、スーツ等動きに制限のある格好であっても支障がありません(梯子等を登ることはありません)。
イ 建設工事現場に立ち入ることの出来るのは、工事の都合上、入札説明会当日及び翌日(8月8日(金)10時から11時)のみに限らせていただきます。ただし、8月8日(金)については現場での説明及び質疑応答はお受け出来ませんのでご了承ください。
ウ 学校案内図が必要な場合、(1)の担当部局へFAXによりご連絡ください。
- (4) 入札書の提出の日時及び場所
日時 平成15年9月5日(金) 午前10時
場所 三重県名張市東町2067-2
三重県立名張高等学校 小会議室
- (5) 開札の日時及び場所
日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。
- (6) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (7) 入札方法等に関する事項
ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に委任状を提出するものとします。
なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものと

します。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年8月1日

三重県警察本部長 野 上 豊

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
路側式道路標識（取替費・建植費等を含みます。）
ア 員弁及び四日市西警察署管内
 - (ア) 本 板 104枚
 - (イ) 補助板 20枚
 - (ウ) 支 柱 69本
 - (エ) 補助支柱 45本
 - (オ) 共架金具 47組
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の特質等に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）及び三重県警察路側式道路標識仕様書で指定する特質を有することとします。
- (3) 納入期限
契約締結日から60日
- (4) 納入場所
員弁及び四日市西警察署管内で三重県警察本部が指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者としてします。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する物件関係入札参加資格者名簿に登録されている者としてします。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者としてします。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者としてします。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成15年8月11日(月)午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を入札することができると認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県警察路側式道路標識仕様書で示した物品を納入できることを証明する書類。(過去の実績・契約書の写し、仕様書で示した物品と同等のものを納入できることを証明する資料等)
- (2) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (3) 納税確認(証明)等
 - ア すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し
 - イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514

三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課 安全施設係 担当 田島

電話 059-222-0110(内線 2285)

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

平成15年8月1日(金)から同月7日(木)まで(土曜及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時までの間に(1)の場所で配布します。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成15年8月19日(火) 午前10時

イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地
三重県警察本部 2階入札室

(4) 開札の日時及び場所

(3)に同じです。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は持参により行うものとしてします。

イ 入札書は、本人又はその代理人が入札するものとしてします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとしてします。

ウ 入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としてしますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額としてします。

エ 入札執行回数は、3回を限度としてします。

オ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額としてします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除してします。

カ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額としてします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除してします。

キ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66

条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ク 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。
- (4) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

お知らせ

次のとおり、就職支援セミナー（若年者用）委託業務に係る委託契約を締結するに当たり、企画提案書の募集を行います。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象事業

- (1) 名称
就職支援セミナー（若年者用）委託業務
- (2) 目的
職業講話、個別カウンセリング等を通じた若年求職者の早期就職支援
- (3) 委託内容
就職支援セミナー（若年者用）企画及び運営

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案時点で三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録の届出をしている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに（1時間程度で）来庁できる者であること。
- (5) 5に掲げる説明会に参加できる者であること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

目的の合致、独創性及び企画性並びにカリキュラムの適正、講師の適正、会場の適正、広報・募集方法、就職への有効性及び経済性

4 企画提案関係書類の交付

企画提案に係る書類を次のとおり交付します。

- (1) 交付期間
平成15年8月1日（金）から同月7日（木）まで（土曜日及び日曜日は除きます。）
- (2) 交付場所
三重県生活部雇用・能力開発チーム
三重県津市広明町13番地
- (3) 交付書類
ア 企画提案コンペ参加申込書
イ 企画提案コンペ参加仕様書
ウ 企画書作成に係る仕様書

5 説明会の開催

企画提案を希望する者については次のとおり説明会を開催します。なお、説明会に参加できる人数は1社当たり2名までとします。

- (1) 日時 平成15年8月8日(金) 午前11時
- (2) 場所 三重県民サービスセンター 6階 第62会議室
三重県津市栄町1丁目954番地

6 説明会後のスケジュール

(1) 企画提案書の提出

- ア 様式及び内容 仕様書で指定のものとしします。
- イ 提出期限 平成15年8月21日(木) 午後5時
- ウ 提出場所 4の(2)と同様
- エ 提出方法 ウの場所へ持参してください。

(2) プレゼンテーション

企画提案書の提出後、プレゼンテーション参加提案者を選定して通知します。
プレゼンテーションに際してOA機器等を使用する場合は、各提案者が用意してください。

(3) 委託契約の締結

プレゼンテーション実施後、最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。

7 その他

- (1) 提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提出された各提案書は、返還しません。
- (4) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費については、各提案者の負担とします。

8 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県生活部雇用・能力開発チーム
電話 059-224-2461

次のとおり、就職支援セミナー（一般用）委託業務に係る委託契約を締結するに当たり、企画提案書の募集を行います。

平成15年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象事業

- (1) 名称
就職支援セミナー（一般用）委託業務
- (2) 目的
概ね30歳以上の求職者を対象にセミナーを行い、円滑な就職活動及び早期就職を支援する。
- (3) 委託内容
就職支援セミナー（一般用）企画・運営事務

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案時点で三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録の届出をしている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに（1時間程度で）来庁できる者であること。
- (5) 5に掲げる説明会に参加できる者であること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

提案の的確性、独創性及び企画性並びにカリキュラムの適正、講師の適正、会場の適正、広報・募集方法、再就職への有効性及び経済性

4 企画提案関係書類の交付

企画提案に係る書類を次のとおり交付します。

(1) 交付期間

平成15年8月1日(金)から同月7日(木)まで(土曜日及び日曜日は除きます。午前8時30分から午後5時まで)

(2) 交付場所

三重県津市広明町13番地

三重県生活部緊急雇用対策プロジェクトグループ

(3) 交付書類

ア 企画提案コンペ参加申込書

イ 企画提案コンペ参加仕様書

ウ 企画書作成に係る仕様書

5 説明会の開催

企画提案を希望する者については、次のとおり説明会を開催します。なお、説明会に参加できる人数は1社当たり2名までとします。

(1) 日時 平成15年8月8日(金) 午前10時

(2) 場所 三重県津市栄町1丁目954番地

三重県民サービスセンター6階 第62会議室

6 説明会後のスケジュール

(1) 企画提案書の提出

ア 様式及び内容 仕様書で指定のものとしします。

イ 提出期限 平成15年8月21日(木) 午後5時

ウ 提出場所 4の(2)と同じです。

エ 提出方法 ウの場所へ持参してください。

(2) プレゼンテーション

企画提案書の提出後、プレゼンテーション参加提案者を選定して通知します。

プレゼンテーションに際してOA機器等を使用する場合は、各提案者が用意してください。

(3) 委託契約の締結

プレゼンテーション実施後、最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。

7 その他

(1) 提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 提出された各提案書は、返還しません。

(4) 企画提案書の作成及び提出等に要する費用については、各提案者の負担とします。

8 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県生活部緊急雇用対策プロジェクトグループ

電話 059-224-2465

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
1 箇月 3,000円
1 箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成15年8月1日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862